複写無効

様式第九号（第十条の六関係）　　10120

許可番号　00821006771

産業廃棄物処分業許可証

住　所　茨城県小美玉市栗又四ケ２４５５番地の９
氏　名　根崎解体工事 株式会社
　　代表取締役　根崎　正行
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項 ~~第１４条の２第１項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事　　大　井　川　和　彦

許可の年月日　　平成３１年　４　月２４日
許可の有効年月日　　平成３６年　３　月　９　日

１．事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分
破砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。），紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）以上７種類
切断：金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）　以上１種類
固形燃料化：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。），紙くず，木くず，繊維くず　以上４種類

２．事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類，施設場所，設置年月日，処理能力，許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記１のとおり。

３．許可の条件

特になし。

４．許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変　更　内　容	許可（届出）年月日	変　更　内　容
平成 26 年 3 月 10 日	新規許可		以　下　余　白
平成 28 年 2 月 26 日	変更届（施設の追加の変更）		
平成 28 年 3 月 7 日	変更許可（品目の追加）		
平成 30 年 1 月 19 日	変更届（名称の変更）		
平成 31 年 4 月 24 日	更新許可		

５．　規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

別記１

事業の用に供する施設の所在地，処理施設及び保管施設の概要

水戸市谷津町字高取１１８２番１　外２筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	22.08t/日(8時間)	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。），紙くず，繊維くず，ゴムくず　以上４種類	平成27年12月15日 平成20年10月 3 日 1-1-0171
破砕施設	36.16t/日(8時間)	木くず　以上１種類	平成27年12月15日 平成20年10月 3 日 1-1-0172
破砕施設	608t/日(8時間)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）　以上２種類	平成25年12月12日 平成20年10月 3 日 1-1-0173
破砕施設	8t/日(8時間)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限り，石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上１種類	平成27年12月15日 － －
切断施設	9t/日(8時間)	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）　以上１種類	平成27年12月15日 － －
固形燃料化施設	8t/日(8時間)	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。），紙くず，木くず，繊維くず　以上４種類	平成27年12月15日 － －